



牛群改良加速化支援事業

ゲノミック検査の活用による牛群改良の取組を支援します！

1 事業内容(事業費9,100千円)

(1) 内容

ゲノミック検査を活用して後継牛を自家育成する取組及び検体採取機器の購入費用等に対して、補助金を交付する。

(2) 事業メニュー(酪農家が事業対象者となるもの)

- ア ゲノミック検査を活用した後継牛の自家育成を支援:40千円以内/頭
- イ ゲノミック検査費を補助:4千円以内/頭
- ウ 検体採取用機器の購入費を補助:1/2以内 補助上限16千円

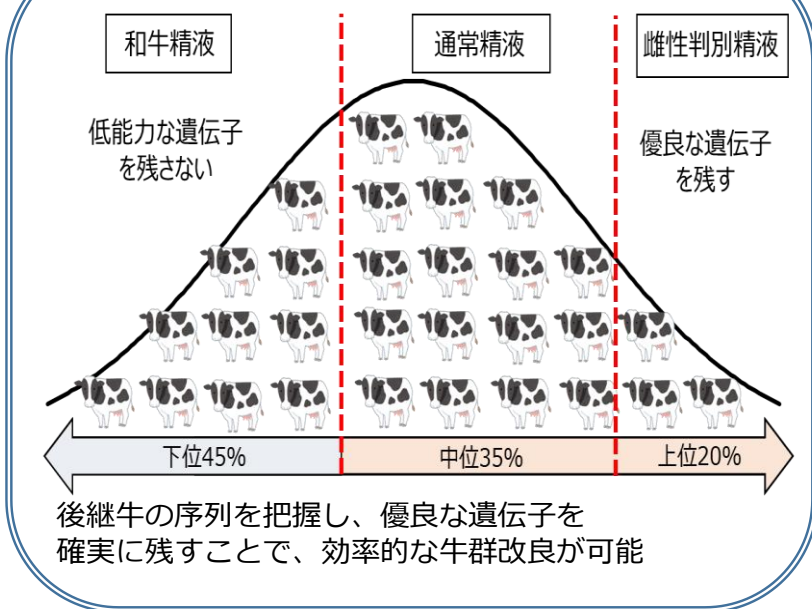
2 事業申請の流れ

- ・事業主体(県酪連)から要望調査があります。
- ・実績確認後、補助金交付となります。

検査により
牛群の特徴が客観的に把握できます



【ゲノミック検査の活用例】



お問い合わせ先

○新潟県農林水産部畜産課生産振興係

TEL : 025-280-5309

FAX : 025-285-9452

MAIL : ngt060050@pref.niigata.lg.jp

○新潟県酪農業協同組合連合会

TEL : 025-241-3021

FAX : 025-241-4687

又はお近くの農業協同組合



よくあるご質問

現場からよくいただくご質問をまとめました。

Q1.事業申請には何が必要ですか？

事業実施主体(新潟県酪農業協同組合連合会)を通じて、実施計画書をご提出ください。詳しくは、事業実施主体にお問い合わせください。

Q2.交付対象牛の要件は何ですか？

本事業における補助対象牛は、以下のとおりです。

ア ゲノミック検査を活用した後継牛の自家育成支援

- ・以下の**イのゲノミック検査を実施**していること。
- ・自らの経営で搾乳牛として飼養する予定であること。
- ・事業実施年度の2月1日に、牛個体識別番号情報により申込者の繫養牛となっている、又は申込者が育成牧場等に預託等を行っていることが確認できる乳用種の雌牛であること。

イ ゲノミック検査費の補助

- ・事業実施年度の**4月1日から2月1日までに**、有料のゲノミック検査(検査機関は国内外を問わない)の申込を実施し、**申込時点で17か月齢未満**であること。

Q3.(一社)家畜改良事業団以外が実施するゲノミック検査でも補助対象ですか？

本事業は、(一社)家畜改良事業団以外の検査機関が実施するゲノミック検査も補助対象となります。**(検査機関は国内外を問いません)**

Q4.検体採取用機器の購入は酪農家個人で実施するのですか？

検体検査機機器の購入経費の補助を受けることのできる事業対象者は、酪農家、酪農家等の組織する団体、農業協同組合、農業協同組合連合会としており、個人以外でも実施できます。

Q5.申請後、ゲノミック検査の実施頭数等が減少した場合、変更申請は必要ですか？

変更申請の事務手続きは不要です。実施した頭数で実績報告をお願いします。実施頭数が**増加する場合は、変更申請が必要な場合もあります**ので、事業実施主体に御相談ください。

詳細やご不明点は、表面のお問い合わせ先までお願いします。

新潟県畜産課のHPはこちら→

